

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所〓社会通信社

発行人〓滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649
振替〓東京0158431 労金〓東京労金本店No1154163

FAX(03)329915367

購読料〓月額500円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

巻頭言

福岡地裁、三井鉱山の責任認める

2

三池CO闘争勝利の判決

特集・社会党のゆくえ、そして国鉄闘争

山花執行部の責任は重い

3

選別支持と「党中党」を放置、求心力失う

資料 社会党改革議員連合(アピール案)

4

力をあわせ新しい政党を政権を創ろう

◇東京・小平市からの報告◇

解党の危機せまる社会党東京都本部

7

日本労働運動前進に新たな息吹き

10

労研センター十周年記念総会の大成功

憲法とはなにか

11

暗雲漂う「改憲」動向と独古資本の狙い(三)

組織拡大が全国的活動の集中点に

14

国労第十二回全国活動家集会から

国鉄闘争が日本労働運動のゆくえを決める

16

国労組織の拡大で勝利の展望を(二)

読者からのおたより

18

旬刊社会通信

NO. 537

一九九三年四月二一日

一九九三年四月二一日発行
(毎月一日・二一日三回発行)

■巻頭言■

福岡地裁、三井鉱山の責任認める

三池CO闘争勝利の判決

三月二六日午前一〇時より福岡地裁三〇一号法廷において、「三池CO裁判」の判決公判が開かれ、湯地裁判長は「被告三井鉱山に斜坑の管理に過失があったから損害賠償責任がある」との判決を下しました。

原告団は、三井鉱山に対して「被災者が人間らしく生活できる補償をせよ」、「再びこのような災害を起こさないようにせよ」という要求を三〇年間行ってきました。私たちの要求を無視しつづけてきた三井鉱山は、炭じん爆発発生について刑事責任が不起訴になったことを理由として拒否しつづけてきました。今日、福岡地裁で三井鉱山の炭じん爆発の所在が明確になりましたので、被災者に対する謝罪や生活の補償を三井鉱山へ要求をしています。全国の皆さんの暖かいご支援をよろしく願います。

「一九六三年（昭和三八年）十一月九日、三池炭鉱で炭じん爆発が起こり、坑内で働いていた労働者四五八名の尊い命が奪われ、八三九名がCO中毒患者にさせられました。

この炭じん爆発について、当時の世論やマスコミは一斉に「人災であり、三井鉱山の責任はまぬがれない」と報道しました。

三池炭鉱では、三池闘争以来人減らし合理化によって保安無視の生産第一主義の経営方針が強行され、三池闘争後は生産性が四倍にも高められた反面、死亡災害が激増し、三池闘争以前は年間三―四名の死亡災害だったのが、一七―一八名と増加していました。

爆発が起こった第一斜坑では、保安要員が一二名から一名に減らされていたので、炭じんの清掃もできず、散水装置も石炭の質が落ちるからといって止められ、何らかの火源があればいつでも爆発が起きる状態が予測されていたにもかかわらず放置していました。このような実態のなかでの大災害発生であったので、三井鉱山や政府の責任はより重大でした。検察庁はかかる三井鉱山の大災害の責任を不起訴にしました。証拠が十分でないから起訴できない、白ではないが、黒にする証拠が十分でないと言ってきました。

私たちは、被災者として三井鉱山に生活する・働くことの具体的な補償を求めるとともに、このような災害を再び起こさないように求めています。爆発を起こした責任が明確にならないことを理由に、三井鉱山は私たちの要求を認めないばかりか三川鉱坑内火災や有明鉱大災害など同じ三池炭坑で働く者の生命を奪い傷つけてきました。

九大病院に入院している「清水正重」さんは被災時三九歳で、油絵や音楽等の趣味を持ち、剣道三段の全くの健康体でした。被災後、妻や子を見ても妻や子だと分からず、家族はそのことに強いショックを受けました。現在でも原田診断書では「一酸化炭素中毒に見られる典型的な重度な後遺症で特徴として時失認を含む視覚失認で、日常生活に常時介助・指導が必要な重症例」と診断されています。

「山田 勝」さんは、二八歳で被災し意識不明のまま三井天領病院に収容され、その後大牟田労災病院で入院中、治療打ち切りを強行され職場復帰することになりました。CO中毒症のために坑外で軽作業で働いていましたが、定年退職を前にして突然会社より解雇通告をうけました。

原田診断書では「意識障害に続き健忘症候群にはじまり性格変化による衝動行動・易怒爆発がある」等と診断されています。

このように働くことさえ制限された者さえも首切りを強行する三井鉱山を許すことはできません。

(三池CO共闘、三池大災害原告団)

山花執行部の責任は重い

——「選別支持」と「党中党」を放置、求心力失う——

右派勢力もバラバラ

単なる派閥連合ではなく明らかに「党中党」であると批判されている「社会党改革議員連合」はいよいよ結成総会を四月十五日都内のホテルで開くことになった。「議員連合」のめざすもの、その中味についてはすでに本誌で報じた通りである。その準備会は既報のように「結成趣意書」を配布して党衆議院議員に働きかけているが意外に反応が悪く、山岸連合派をヤキモキさせている。

準備会代表は（三人）田辺誠氏の側近ナンバーワンの渋谷利久氏（水曜会、創る会の田口健二事務局長、「リーダーシップ21」の安田範代表。そして事務局は竹村幸雄（水曜会事務局長）氏を代表に各派と労組から数名、となっている。呼びかけ人は（十五人）プラス参院代表女性議員、各グループ代表などを追加する予定という）網岡雄（愛知二区、政構研）、池田元久、岡田利春、沖田正人（東京四区、フォーラム）、松前仰、川島実、木間章、小林守、小松定男、堀込征雄、松原修雄、元信たかし、山口鶴男、吉岡賢治の各氏である。

呼びかけ人の中に田辺誠前委員長の名前はない。金丸自民党前副総裁との関係や「前委員長が『派閥・党中党』づくりではひどい」という批判に配慮したつもりらしい。しかし実際は田辺氏中心であることに変わりはなく、右派の中からも反発が出ている。社会党の基本政策の全てを白紙に戻すことをねらっている山岸連合派は不満を強めており、全電通などは今後も基本政策へのあいまいさを突いて「議員連合」へのゆさぶりをかけてくるものとみられる。

ことに自民羽田・小沢派の離党を促している山岸氏は、田辺氏らのやり方に公然と批判しており「山岸氏は『ハードルを下げてでも組織づくりがうまくいっていないではないか』とのいら立ちを募らせており、山岸氏の出身母体の全電通が改革議連から手を引くとの見方すら出ている。他方田辺氏も山岸氏の動きを『労組による政党への介入じゃないか』と周辺に不満を漏らすなど、両者の溝は深まるばかりだ。」（読売新聞四月五日）とマスコミにまで対立を煽られている。

呼びかけ人の中に田辺氏と不仲の元書記長・山口鶴男氏の名前も出ているが「やはり思想的には右派であり本性を現わしたのか」と残念がる声も聞かれる。土井委員長とコンビを組んで護憲の党を前面に出して頑張ったし、土井委員長と一緒に辞任したのであった。しかしやはり、金丸氏との関係も悪くない有力な「国対族」であったことの「存在性」が現在の行動になっているのかもしれない。

「創る会」は中央と地方に矛盾拡大

最も問題視され残念がられているのは、「創る会」の動向である。木間章（現代代表者）、元信たかし、田口健二の三氏が呼びかけ人と準備会代表に名前を並べている。「山花委員

長を守るための組織だ」などという甘言にまどわされて自衛隊合憲をはじめとする社会党の基本政策の変更に積極的に手を借すことになったわけで、もうどこにも左派とか中間派とかいわれてきた面影はない。同じ派の小川仁参議院議員が連合の「選別支持」に反対して頑張っているのに、創る会の多数は地方活動家の期待を裏切っているわけで情けない限りだ。

党の分裂・解体の危険性深化

山花・赤松執行部になってからいわゆる党の求心力＝指導性は一層弱まっており、やたらに他党との交流が（実際は酒飲みながらの談合である）無原則に行なわれているし、いろいろな派閥が誕生している。所属議員の離党も全国的には少なくない。加えて「護憲」で党を支援していた労組内や地域の支持者が党を見限りつつあるという話題もしばしば聞かれるようになった。「社会新報」読者も減っている。どこに政権党への主体強化があるのか、「党改革」といつているが改革すべき党の主体が弱まる一方である。

「議員連合」の動きが一層党への不信を党内外につくり出している。東京都議選や次の総選挙にはもちろん大きなマイナスである。山花委員長は党のこれから一層の「負」をもたらず「選別支持」と「党中党」にどういう態度をとるのか、指導性を放棄したのか、もうそろそろそろはつきりしないと委員長自身が解体的被害を受けることになるであろう。赤松書記長とその一派（「リーダシップ21」など）は委員長つぶしの言動をやっていることを知っているのだろうか。

別掲資料のように、議員連合は結成総会に出すアピールの文案を発表した。読者の皆さんの批評を聞きたい。（是非ハガキ一枚でもよいので本紙に意見を寄せて下さい。）このアピールは右派の人たちの「九三宣言」をつくるための考え方であるという。それに他党派へも「共に政権をとろう」というアピールだそうである。

われわれにとって「政権」とは何か。それは日本の場合、憲法の条文通りの平和で豊かな社会、もちろん勤労国民が主人公の社会をつくるために政治権力をたたかいたということである。今の自民党政権を支える基盤は決して弱くなっていない（労組の「連合」はその基盤を支える一翼を担っている始末だ）。財界と官僚群によって巧みに、二重三重の厚みで形成された体制である。社会党が今のような主体性もなく大衆運動もなく、ただ選挙にだけ頼っていれば政権がころがり込むというようなやり方を続ければ、社会党は利用され（財界とマスコミに）消滅するであろう。山花執行部の責任は大きい。

（社会通信政権研究班）

資料 社会党改革議員連合（アピール案）

力をあわせ新しい政権を創ろう

政治不信のひろがりやが極限に達しています。国民の大多数は、もはや腐朽した自民党政権の持続を望まず、信頼でき、安心できる新しい政権に代わることを求めています。政権交代によるわが国政治の根底的改革こそ民の声、天の声であり、変化と激動の時代からの

熱い要請であります。

そのことを深く自覚し、政治家の責任と使命を痛感する私たちは、本日ここに「社会党改革議員連合」を結成し、党内外のあらゆる障害を克服して、政権交代への道を切り拓く決意を固めました。私たちは発足に当たって、所属する党派・グループの如何を問わず、思いを同じくするすべての政治家の皆さん、国民の皆さんに心をこめて訴えます。

皆さん。政権交代にチャレンジするには、自民党に代わるべき政権の強固な基盤が必要です。それを実現する道は、野党・非自民政治勢力の広大な連合にしかありません。東西冷戦の終結に始まる世界的な激動、「改革の壁」の無意味化、政権党である自民党の腐朽、そして何よりも政権交代の実現に寄せられる国民の切実な思いを受けとめ、過去の経緯にとらわれず、新たな発想で政権連合の構想を進めるべきであります。

そのさい基軸となるのは、徹底した政治改革の達成と議会制民主主義の再生、生活者の立場に立った政策・制度改革、国民参加・分権の推進など、今日的な民主主義の理念でなければなりません。そのことを明確にして、さらに私たちは、①党派の立場よりも国民のニーズ、良識、世論を尊重する、②イデオロギーの優劣を問わず、政策の一致を追求する、③将来目標を争うよりも当面の対処を優先する、という三つの政治原則を提起し、各党派・グループ間の合意づくりが実を結ぶよう強く念願します。

政権への意欲に燃える在野の民的政治勢力が同じテーブルに着き、政治論議を進め、政策調整に努めるならば、解決不可能な問題はありません。すでに政治腐敗防止・選挙制度改革などの法案をはじめ、野党の共同案づくりが順調に進展していますが、そこを起点に政権政策の協議にも取りかかるべきであります。私たちは、その政策の骨格についてつぎのように提言したいと考えます。

新しい政権政策の基本構想

第一に、政治資金規正、企業・団体献金の禁止、罰則・連座制強化を含む政治腐敗防止の諸措置、言論の場にふさわしい開かれた国会への改革、小選挙区併用型比例代表制に基づく選挙制度改革など、当面の政治改革関連議案は、野党の主導でかならず早急に成立させなければなりません。この課題のキーワードは「民意が生きる清潔・公正な政治」であり、ここで野党のイニシアティブがどれだけ発揮されるかによって、政権連合の成否と評価が定まる第一の試金石にはかならないからであります。

第二に、新しい政権の諸政策が日本国憲法の原則に立脚するのは当然であります。憲法はもちろん永久不変ではないが、しかし戦争放棄、基本的人権、国民主権の基本は世代を超えて継承発展させるべきであります。その基本を踏まえたうえで、時代のニーズに対応した具体的条項のあり方、追加すべき条項などはタブーを設けず自由に議論し、その将来の選択は民意の成熟に委ねなければなりません。

いま、自衛隊の現状について違憲の疑いがあるとする有力な意見があります。しかし、その認識の如何にかかわらず、政権を担う政治・行政の立場では憲法第九八条による違憲―無効の扱いはできません。したがって新しい政権は自衛隊を合憲として扱い、そのうえ

で、憲法の理念に沿って領土・領海・領空の防護に限定された防衛的防禦の戦略・装備・機能に改革、また冷戦後の世界の潮流に率先して、縮減の努力を重ねるべきであります。当然、現行の中期防、防衛計画大綱は抜本的に改めなければなりません。

また、国際的な平和協力については、災害救援、難民救済、復興援助、環境保全、医療協力などに専任する政府直轄の独自組織を設立、その要員は自衛隊の分割や民間からの公募・養成などによることとして、積極的な協力・貢献の役割を果たせるようにしなければなりません。

第三に、日米安保体制は冷戦後その根底をうしないつつあり、新たな国際環境のもとでこれに代わるアジア・太平洋地域の新しい安保機構が必要です。それは自衛面の課題だけでなく、日米関係をはじめ圏内各国間の外交・経済・文化面における協力と相互依存を重視した総合的体制でなければなりません。新しい政権は、この展望に対応して、改革された自衛隊の任務、非核三原則、武器輸出禁止の原則、海外派兵禁止、徴兵制禁止、積極的国際協力などの規定を含んだ安全保障基本法を制定すべきであります。

冷戦後の世界新秩序の柱として国連の役割が期待されますが、わが国は国連中心の平和と軍縮、人類共生のシステムづくりに積極的な役割を果たすべきであります。それには国連の改革が必要です。旧い諸国条項は当然廃止し、大国の覇権を許さない公正で民主的な公正と運営に改めなければなりません。また、国連警察設立の課題が提起されていますが、この将来展望を検討するためにも、国連改革の徹底が先決条件であります。

第四に、新しい政権は、自由貿易体制のもとで先進諸国間の摩擦の調整を進めながら、同時に南北問題の解決や旧東側諸国への救援などの課題で経済大国にふさわしい役割を担わなければなりません。国際化とグローバリズムの時代にわが国経済の持続可能な安定成長を支えるのは、もはや国益だけを至上とする狭量な態度ではなく、地球社会の一員として人類共生に貢献できる経済政策であります。その観点から、アジアをはじめ各地域の重属的な経済圏への協力を強め、資源・エネルギー浪費型経済の弊害、環境破壊、生活格差の増大などを克服するため、わが国の経済力と技術力を積極的に活用すべきであります。

また、わが国のエネルギー政策は、需給均衡の重視は当然として、環境と安全確保のため、技術の向上、省エネやクリーン・エネルギーの開発と代替を急ぐ必要があります。設備投資資金の配分、人材配置の重点をそこにおくべきです。特に原発については、当面、過渡期のエネルギー源として認め、その過渡期を可能な限り短期間で通り抜けるため、総合エネルギー政策のもとに具体的な代替計画を明示すべきであります。

第五に、新しい政権の社会経済政策は、あくまでも生活者の立場を基本としなければなりません。消費と生産、雇用と経営の安定を図り、その均衡を維持するためにも絶えず生活者の目標を意識し、基準をそこにおくべきであります。いまや国際的要請でもある内需拡大の方策にしても、ビッグ・プロジェクト中心に偏るのではなく、地域・生活者のきめ細かなニーズへの対応を重視するよう政策の重点課題が必要であります。

環境・人権・福祉の水準を思いきって引き上げ、女性の権利と社会参加への保障を強め、お年寄りや子ども、障害者たちがあつうに共に生きる権利を支えること、労働時間短縮や余暇施設の充実によって「ゆとりある生活」の条件を整えること、さらに公正な税制と財

政運営で負担の公平を期すことなど、そうした政策はかねて野党各党が真剣に練り上げてきたところであり、新しい政権は、それらの果実を集積して、着実に「生活上プラン」を推進しなければなりません。

こうして政策の基本を生活者の立場で貫く以上、いまの中央集権的政治・行政の構造は、分権・自治の原則に沿って大胆に改革する必要があります。そのため、中央政府から自治体行政への大幅な権限移譲、自治体を優先した租税配分比の見直しをはじめとして、「小さな政府・自立した自治体」の関係へと転換を進めなければなりません。また、基礎的自治体から道州制にいたる自治体行政制度全般の改革・再編については、住民のニーズと意思を十分に確かめ、検討すべき課題であります。

皆さん。私たちは以上の提言が大筋においては、野党各党派・非自民政治勢力の政策協議で合意形成の「めど」とされることを期待し、確信しています。したがって私たちは、これをまず所属する社会党全党のものとするために奮闘し、さらに各党派・グループの皆さんと協力・共同の証とできるような、不退転の努力を重ねる決意であります。

皆さん。自民党による一党支配を打破して政権交代を実現するには、非自民の陣営が衆議院でも過半数の議席を占めねばならず、それには総選挙で、すくなくとも三百人程度の候補者が互いに協力してたたかう態勢がどうしても必要です。私たちはその態勢づくりに向けて、まず第一の罪を開こうと懸命になっています。そしてさらに党レベルの政策協議、選挙協力、政権協議という第二、第三、第四の罪を突破するためにも、自ら為しうるすべてのことを為そうと熱い意欲を燃やしています。「石も叫ぶ」べきいまこの時に、この行動こそ、政治家の責任をかけて応えうる唯一のことだと信ずるからであります。

どうか深いご理解のもとに、連帯の輪を共に大きく押しひろげてくださるよう、誠意を尽くして訴えるものであります。

◇東京・小平市からの報告◇

解党の危機せまる社会党東京都本部

東京都議選を目前にひかえて

菅直人（社民連）の言いなりになり、社会党を売った都本部執行部

全国で、社会党強化のために歯を食いしばって頑張っている仲間にとって、またしても「いったい首都・東京の社会党は何をやっているのか!」と嘆かれてしまうできごとの報告である。

ご存じのように東京都議選は六月二十七日投票でおこなわれる。二三区内も三多摩も、街はポスターでいっぱいになっている。この選挙はいつでも一地方選挙にとどまらない意義をもっている。前回も反消費税やリクルート疑獄への圧倒的な批判の声の中で、社会党は十二議席から一挙に三倍の議席を得た。そして、あの参院選と総選挙での社会党勝利へとつないでいったのである。

しかし、この四年間東京の社会党は何をやってきたか。鈴木都政の与党へと変身し、昨年の参院選では傘下の党員の反対を抑えつけて森田健作を推薦候補に決め、その森田に当選後逃げられるというていたらくを演じたのである。

そして都議選を迎える。この選挙に先立って定数の是正がおこなわれた。小平市は旧北多摩四区と分かれて独立した選挙区となった。定数は二名である。旧北多摩四区（定数三名）で社会党は議席をもっている。この現職都議が新北多摩四区で闘うことになり、小平総支部は現職市議で総支部委員長である高橋正美氏を都議候補として擁立することを決めて十一月末に都本部へ上申した。

ところが、都本部はなかなか公認決定をしない。小平市は衆議院では東京七区に属し、七区内では二番目に人口の多い市である。七区（定数四名）は社会党（常松ひろし）とともに社民連の菅直人が議席をもっている。菅直人が「小平では現職市議の小林正則を都議候補としたい。小林を社会党の推薦候補にしてほしい」と都本部に申し入れたのである。これが公認決定をしない理由だった。都本部三役は、二名区で「高橋公認・小林推薦」という案を出した。このとんでもない案に、小平総支部は当然納得しない。菅直人の側も「そういう案なら推薦はいい。その代わり大半の選挙区で社会党への協力は見直す」と三役や現職都議を脅かしたのである。

三月六日に都本部大会が開かれた。この大会で小平はもちろん他総支部からも「きょうは都議選勝利のための大会だ。党公認候補を立て選挙を闘えてこそ社会党が強化される。早く高橋を公認せよ」との意見が出された。執行部は「大会後の執行委員会での問題の結論を出す」と答弁した。

その執行委員会が三月十一日に開かれ、なんと「小林の推薦」だけを決定したのである。菅直人の脅しに屈して社会党を売り渡す決定にほかならない。

総支部や労働組合が連合して解党策動と闘う

三月十三日、都本部委員長と副書記長が小平に執行委員会決定の通告にやってきた。小平総支部は全執行委員が対応した。「大局的見地に立った決定だ。高橋さんには降りてもらいたい」との通告に皆が激怒した。十一月以来、再三要請しているにもかかわらず、総支部との話し合いをもたず、また、選対責任者が「高橋公認は問題ない」と言っていたにもかかわらず、この通告である。すでにポスターを貼り出し、新報号外を全戸配布し、個々面接活動などを推進している。小平は毎回市長選にも候補者を立てて挑戦し、また都議も生んできた伝統ある総支部である。支持者・有権者に責任をもつ小平総支部の総意として「我々はその決定に絶対に納得しない。差し戻せ。そして、都本部がたとえ処分を売ろうとしても高橋は降りないし、都議選を闘う。我々にこそ、他党の言いなりになり党を売った執行部を除名する権利がある」と答えた。小平総支部は、中央本部に異議申し立てをおこなうとともに、全都の総支部や主要労組にこの事態を伝え、三月十七日に緊急の会合を呼びかけた。

この会合には他総支部や労働組合の機関を担う黨員有志が五十名ほど参加した。そして「断固として高橋を闘う」との小平の決意を支持するとともに、「この問題を放置すれば

党の解体につながる。一小平の問題ではなく三多摩・東京全体に大きな影響をもたらすものだから、総支部が連合して都本部・中央本部に申し入れをおこなおう」との結論をもって散会した。

この問題を話し合い、広げる中で、いくつかの特徴が明らかになっている。

第一に、社会党を愛し、下部末端や現場でコツコツと党活動を担ってきた党員ほど激しく怒り、断固たる態度を貫いていることである。全電通に所属するベテラン市議は「合理化に苦しめられている現場の労働者を踏み台にしている全電通や電機の労働貴族とばかり話をしている党幹部を信用することはできない。全電通などが推進している『選別推薦』が党を危機的状態におとしめているのであり、有権者の支持を得ることはできない。除名されるべきは党を売った幹部だ」(次号で全電通の実態は報告)と言いきっている。

第二に、一人ひとりの党員の奮闘を踏みにじる都本部執行部に対して、総支部機関が連合し、この力で党建設を進めていこう、という気運が高まっていることである。「こういう都本部に対して党費上納の凍結を決意している」「現職都議の心情はわかる。だが総支部機関は容認しない」「八年前に同様の問題が引き起こされ、党員でない都議を押しつけられているが、都政とのパイプは無きに等しく党建設に何の役にも立っていない。もう懲りごりだ」「参院選でも明らかのように都本部は既に機能を喪失し、党内民主主義は死んでいる。総支部が連合してアクションを起こそう」「社民連そのものは組織実体もない。現職都議が恐れているのは労働組合による『選別推薦』に対してだ。このままでは社会党はバラバラになってしまう。総支部が一九になろう」等々の発言が、他総支部の委員長や書記長から相次いだ。

第三に、社会党を支持し、共に闘ってきた労働組合の動きである。高橋正美氏の出身母体でもある金属機械労組は、①支持協力関係の凍結、②他の選挙区の社会党候補への推薦取り消し、③引き続き高橋の都議選勝利に全力をあげる、との内容で党都本部に抗議をつきつけている。

困難さを克服して

『選別推薦』→改革派議員連合→社会党の解体を策動する右翼幹部。総支部の連合、社会党支持労組などの力を軸に、これに反対する力を強めなければならない。だが、これは容易なことではない。東京では、党の指導部を右翼的労働組合などの力で乗っ取られてから久しい。その頃から、「総支部が連合して、大衆運動を起こし、党建設を進めよう」との呼びかけはおこなわれていたが、一時その気運が盛り上がったとしても、これを維持し発展させるのはむづかしい。現在、総支部機関役員を担っているのは、その多くが市議会議員であり、職場党員である。かつては多くいた党の専従者もいなくなった。まず、自らの仕事に忙しい。その上で、自らの総支部活動で精一杯の状態にある。その総支部や支部でも、党員が結集している状態ではない。未結集の状態に陥っている党員にはそれぞれの事情もある。仕事でクタクタ、労働組合活動でヘトヘト。それに加えて、党幹部の勝手な言動や路線変更や自民党との汚らしい癒着等々で、党員自身の中に党への不信が広がり、社会党員であることが恥ずかしいと思っている仲間もたくさんいる。

しかし、泣きごとを言っても始まらない。前記のような動きもある。まして全国には、前回総選挙の兵庫の例や参院選の広島の闘いの経験もある。もともと容易な社会主義運動などないのだから、職場や総支部を越えて、お互いの闘いや経験を結びついたり、学んだり、交流していくことを、自覚した活動家から始めていくことだ。それを力にしていこうとだ。そういう筆者も、この問題をきっかけに久しぶりに都内や全国の仲間と話をする機会をたくさん持った。

この原稿を送っている時点（三月二十四日）では、まだ中央本部は都本部決定を追認していない。「小平や関係労組ともっと話し合うように」と差し戻しの動きもある。党公認を得て正々堂々と都議選を闘うことが、小平の党員の当面する目標である。そして、もし公認にならなくても高橋正美を先頭に勝利する、と小平の仲間たちは本当に良く頑張っている。東京はどこでも都議選であり、市長選を闘っている行政区もある。他地区への支援をおこなう余裕はないかもしれないが、奮闘している小平の仲間を孤立させるわけにはいかない。党の解体活動を黙って見ているわけにはいかない。

日本労働運動前進に新たな息吹き

——労研センター十周年記念総会の大成功——

労研センターは三月二七日、十周年記念総会兼シンポジウムを国労会館八階ホールで開催した。既報のとおり、同総会は渡辺治氏（一橋大学教授）による記念講演、シンポジウムとして国労東京書記長・亀岡順一氏、北海道地区労十勝ブロック議長・池本柳次氏、労研センター代表幹事で日本労働運動のシンボルともいえるべき岩井章氏から、職場、地域、労働運動と政治の各分野から報告を受けた。

そのあと、労研センターがいま全力をあげてとりくんでいる憲法第九条改悪阻止を中心とする護憲闘争、総評なきあとの地域労働運動、そして日本労働運動と政治のゆくえを決する国鉄闘争の現段階と到達点について、山川暁夫、中小路清雄、中里忠仁氏から特別報告をうけた。場内発言は労働運動、地域運動、国鉄闘争、憲法闘争など重層的な運動を全国に先がけおこなっている兵庫の仲間から報告。全国無数にある争議団、八名が紹介されたあと、岩井代表幹事が「まとめ」（次号紹介）をおこない終了。

存続をあやぶまれた労研センターだったが、国労会館ホールは超満員。日本労働運動の前進に灯をともした集会となった。労研センターでは十周年を記念して、テレフォンカード、色紙の発売をおこなっている。お問い合わせは社会通信社まで。

「憲法」とはなにか

——暗雲漂う「改憲」動向と独占資本の狙い(三)——

一、「憲法」とは何か

1 今日、「護憲」を唱える者には一國平和主義、守旧派のレッテル貼りがなされ、更に五〇年もたてば憲法を見直すのは当然の如くに「改憲派」は主張する。しかし、制定以降約五〇年の年月がその内容を「陳腐化」する程に、憲法の内容は浅薄なものなのだろうか。その答は断固「否」であるが、「改憲派」の憲法理解、批判の粗末さ、浅薄さを明らかにするために、そもそも「憲法」とは何であるのかを明らかにしていこう。

2 まず、何のために「憲法」を定めるのか。その理屈はこうである。

人は、他人と接触しない広い野原に一人生活しているのであれば、何をしようと制限はない。そして、人はその本性として、他人を害さず生活していくことが出来る社会性を持っている。その様な人間は、社会を作っても十分に共存していける（自然状態）。この様な自然状態で共存、共栄が図れるならばよいが、一度対立が生ずると「力」の強い者が「力」弱きを圧倒する状態が生じかねない。そこで、法も何も存しない「事実状態」としての自然状態から、法によって「弱者」をも共存させる「法的関係」としての社会関係に人間は入る。この「力」による強圧的な支配関係から免れ、まさに「理」による共存を図るために、その社会の構成員が結ぶ「社会契約」、それこそが「憲法」の実態に他ならない。その様な「弱者」と共存するための「理」（道理）としての意味を抜きにして、「憲法」の存在理由などあり得ないということになる。

3 さて、それでは「憲法」の実体が、強者と弱者との「共存」のための「社会契約」であると言うことから、どのような効果、意味が導き出されるか。

ここから出てくることは、社会関係の中で生活する人間の「人権」は決して無制限ではあり得ないということである。例えば、一七八九年のフランス革命時に発せられた人権宣言の第四条は、「自由は、他人を害しない全てのことをなし得ることに存する。」と宣言するが、その意味は、①他人を害することになれば、それはもはや「人権」とは言えないこと（「強者」の一人よがりの他人に迷惑を与える「人権」はもはや「人権」とは言えない。）と、反面で、②他人を害しさえしなければ何をもし得る自由（人権）のあることを示している。

一方、国家も、まさに右の強者と弱者間の人権の衝突を調整するためにこそ設けられたもので、当初は、他人を害する場合の取締（警察活動）こそ、国家の任務と解されたのである（「小さな政府」≡夜警国家理念）。その後、強者と弱者の調整という観点を実質化し、国家は福祉国家理念の下に、社会保障施策を行なうことになるが、ここでも国家に与えられた権限は、社会の成員が「共存」出来るための調整「権限」のみである。社会契約の構成員たる国民は、それ以上の権限を国家に与えてはいない。こういう国家権力も社会契約によって初めて構成されるものだという考え方は、国家権力に様々の制約をもたらす。例えば、アメリカ映画を見ると、如何に真犯人であることがはっきりしていても、証拠

を違法な手段で集めると、それが法廷で証拠として採用されず「無罪」とされてしまう場面にいくわすことがある。日本人の感覚からすると「そんな馬鹿な。」と思うかも知れないが、そういうシステムを支えているのは「社会契約」の思想である。国家権力はあくまで、「共存」を図るため「社会契約」によって「権限」を与えられているに過ぎない。「社会契約」の目的が「人権の保護」である以上、被疑者となった者の「人権」を侵害する形で収集した「権限」違反の手段での証拠は、本来集められなかった証拠として一切不問に付そうというわけである。そこには「一人の悪人」よりも「国家権力」がどれ程恐ろしいもので、国民がこれを制禦していくことが必要かについての徹底した認識が示されているよう。また、この様な「社会契約」に背いて、人権を抑圧する国家に対しては、「社会契約」論からは、当然に「抵抗権」が生ずることになる。

何故なら普通の契約—例えば物を買う契約に置きかえて考えてみればよい。Aという人が、Bという人から物を買ったとしよう。Aは金をBに支払ったのに、Bが物を引き渡してくれなければどうなるだろうか。Aは当然、Bに対して物を強制的に引き渡させる手段か、契約を取り消して渡した金を取り返す手段が与えられなければならないのは見易い道理であろう。右のAがどうしてもBに物を引き渡せ、あるいは契約をやめて金を返せというのが、社会契約違反から生ずる「抵抗権」に該当する。右の「B」を国家、物を「人権」を守るための国家サービス、Aの払う金を「国民の支払う税金」として置き換えればよい。国民が、その人権を守ってもらい共存を保障してもらおう社会契約の履行を求めて税金を支払った。それにも拘らず、国が「人権保障サービス」をせず、人権抑圧に回るなら、国民は強制的にもそのサービスを実施させ、あるいは権力への権限主義を撤回し、これをくつがえす権利—抵抗権が国民にあるというのは当然であろう。

例えば、今日でもアメリカでは、憲法上銃器を持つ権利が保障されており、凄惨な犯罪が起こるたびその規制の是非が論議されるが、それにも拘らず、決して銃器を手放すという方向には向かわない。その背景には、国家に軍隊という武力が集中する以上、国家が社会契約に反した行為に出たとき、その契約違反に対する抵抗を実質化するためには最小限の武器を市民が保持すべきは当然ではないかという考え方が脈々と継承されているのである。政治家の選挙公約違反に非常に欧米諸国の国民が鋭く反応するのも、契約概念に基礎付けられているからに他ならない。

4 この様な「社会契約」理論は、近代市民革命当初は、人の自由を束縛する封建的身分関係を打ち破り、「個人」としての「能力」を発揮させるという「自由主義」イデオロギーに傾いていたが故に、形式的自由の保障による自由競争こそが、個人を全面化させるという幻想の下に、強者・富者のみを利し、著しい不平等、階級対立をもたらしたし、また右「自由主義」イデオロギーの下に、金をもうけて一定の納税をした者のみが国家に発言権を有するという「ブルジョワジーの独裁」といわれる状態を導いた。しかし、弱者が、その本来の「共存」理念を求めて実質的平等を求めて運動をし、序々に社会契約を「実質化」し、社会権を勝ちとっているのが今日の先進諸国の「憲法」に他ならない。

5 日本国憲法は、まさに右の西欧的な意味での人間の「共存」のための社会契約の伝統を引き次ぎ、しかも「生存権」としてその「共存」理念は、十分実質化され得る基盤は与

えられている。近代市民革命以降、二〇〇余年の人類の血と涙と、失敗の教訓の上に成り立っていることを忘れてはならない。それだけではない。人類史上最も悲惨な二度の大戦への真摯な反省に立ち、徹底した平和主義Ⅱ非武装を世界に先がけて宣したのがわが日本国憲法であったことは決して忘れられてはならない。それは、決して冷戦自体を前提にして作られたものではなかった。

それを戦後たかだか五〇年の時の経過と、冷戦終結という事態の発生をもって、日本国憲法が「陳腐」化したかの如く言う主張が、どれ程に人間歴史をコケにし、思いあがった理屈であるかは余りに明らかというべきではあるまいか。

一、「憲法」理念と歴史の教えるもの

1 しかし、それにつけても、我々が護憲というとき、真に主権者として、「社会契約」としての遵守をどれほど国家に突きつけ、またその「社会契約」違反に対して、当然の「権利」としての抵抗をなし得てきたか。

実は元首相中曾根は口を開けば言うように「日本は社会契約で出来た国ではない。社会契約以前にまず国があった。」という。支配層の植えつけた憲法に対する曖昧な認識のままだに、権利者意識、主権者意識を眠り込ませてはこなかったか。少くとも、国家の憲法教育の怠慢と相伴って、本来憲法によって守られるべき弱者、労働者、農民が十分に「社会契約」遵守という立場から、鋭い反撃を組まなければ、原理も原則もないまま、現在の、近代市民革命以来二〇〇余年の人類の英知の結晶たる憲法を葬ってしまうことになりはしないか。

2 冷戦の終結と、民族紛争、地域紛争の多発と、日本という国家の国際的地位の向上、経済的影響力の増大という現実の中で、日本という国家の選択が、国連に対する武力による貢献と、その経済的貢献ゆえの「常任理事国」入りしかないのか。憲法の根本的理念、人類のこれまでの歴史の中で「学び取る」べきものはないのだろうか。

「冷戦」の終結は、世界の人類が「国」というボーダーをこえて「共存」する条件を作り出した。そうだとすれば、憲法の理念はまさに、地球上の人類全てが「共存」する理念としての世界規模での社会契約として再構成されるべきであろう。もちろん、近代市民革命が残した「ナショナルリズム」をはらいぬぐい難い業病ゆえに、世界規模での社会契約を実施することには困難が伴おう。しかし武力によつては紛争の真の解決にならぬことは、これまた歴史の教えるところではないのか、そして金を出しているから多くの発言権があるⅡ常任理事国になるなどという発想は、実は既に実質的平等、共存を求める過程で克服された思想に他ならない。真に新しい共存思想で再構成するなら、まさに北の大国の支配機構化の著しい「国連」を、富める北の国の負担は当然とした上で実質的に平等化を図るのが筋であると言うべきであろう。

3 今日の改憲議論は人類の経てきた歴史の教訓にも学ばず、日本国憲法の歴史的先駆性をも無視した、誠に浅薄なものと言わざるを得ない。我々は、歴史の教訓に学ばず、歴史の針を逆転させてよいものだろうか。我々は、それでわが子孫と世界の労働者、弱者への責任を果たせるのか。

(加藤晋介)

組織拡大が全国的活動の集中点に

——国労第十二回全国活動家集会から——

「国鉄労働者一〇四七名の解雇撤回J R復帰、J R各社の合理化に反対し労働条件改善、国労組織強化拡大を勝ち取ろう」と第二二回国労全国活動家交流集会が、二月六日～八日、静岡県伊豆大川「リゾート伊豆」(国労労働学校)において全国各地から一一〇名の組合員を集集し開催されました。

交流分散会および全体集会等の報告、交流会で感じたことを報告します。

まずJ R各社の経営論理で強調されていたのは「J R会社は、民間企業です。赤字では困る」というのが共通し、それにもとづき「効率化」が進められ、J R会社は5 K (危険、きつい、汚い、給料が安い、休暇が少ない)、2 Y (屋根がない、夜間の仕事が多い)と言われています。

続出する現職死亡

特に、ローカル線を多く抱えている地域では「鉄道部」なるものが創られ電車運転士が、線路を始め構造物を点検しながら列車を運転する(西日本)。保線労働者の七日間の勤務は、五日間は駅業務で残りの二日間が保線業務(西日本)。都市部でも、電気関係の業務を保線労働者が行う(東日本)という多能化が進められている。作業量は国鉄時と比較すると二倍三倍に増え、要員は半数がそれ以下になり、残業は二〇時間はざらでその他に「サビス」労働があり、労働者の状態は「松葉杖をつきながら業務についている。アキレス腱の手術後すぐに仕事をする(浜松工場)。労災にしたら自分が「損」だぞ、私傷病にしろ(新幹線大阪)。国鉄分割民営化から九二年一二月までに病死を含め七九名が死亡(J R九州)。九三年一月中旬に現職死亡三名(千葉)。定期健康診断で二次検診者が年々増えている(水戸)。九二年一月～一二月まででJ R総体で八二名が死亡、という状況である。

このような職場状況を何とか改善したいと、会社の「やりすぎ」に対し、分会機関紙で明らかにする(会社の攻撃が止まる・J R東海)。非番者集会を定例的に取り組む。学習会や家庭訪問、学習会の開催と、やれることをやり始めた。特に学んだのが集会に参加できなかった仲間に対する取り組みで、家庭に足を運ぶ、相手の日時に合わせ会議内容の報告をし「仲間の気持ち気分を」聞くという当り前のことができた。

この間、明らかにされているように、今なお国労への差別選別は続く。その最たる攻撃の一つに昇進、昇格差別があります。国労組合員の人は仕事はできるし、真面目で、なぜ試験に合格しないのか不思議だと労連の組合員が話す(J R西日本)。出向にいつても国労を抜かなければダメだ(J R東日本)。国労役員のなかにも合格者がいる(米子)。地域間異動だけではダメ、国労を抜かなければ(仙台)。初めから国労役員に「試験の話はない」(J R東日本)。

この昇格昇進試験の結果の職場状況は、労連の若い人が主任、助役になり、三〇年勤めている人はそのままであり、仕事をしらない主任、助役が多く生まれ、主任、助役に仕事を教えなければ、仕事が回らない。また、線路をはじめ、現場を十分に掌握していない人が、その職場の責任者で、その人の作業指示があり、安全が二の次になる(J R東日本)。

工夫つくした組織拡大

J R会社の差別攻撃に振り回されていたが、このままではいけないと国労組織の強化拡大に取り組み。職場内で、会社のおかしいことを言うし、抗議する。仕事を一番するし、労連の主任より真面目に働いているからと国労復帰（J R九州）。自らの課題として支部役員がまず取り組み（東京）。各種会議の一番最初に組織強化拡大をとりあげ、この間の取り組みを議論する（J R東海）。分会で国労復帰のリストアップを行い、分会ニュースを手渡したり、ロッカーへ入れる等国労運動が見えるようにする（米子）。世話役活動等をとおし、国労へのリストアップにし、取り組んだ結果、国労復帰を勝ち取る（名古屋）。今の働いている労働条件にこだわり抵抗し仲間と話しかけ、その姿をみて国労復帰、国労復帰者のリストにのっていない組合員から国労復帰したいといわれた時、俺らは特別なことはしていないというが、復帰者から国労は「何かしよう」としているからと（米子）。総体的に国労復帰の活動が全国的になったのは一定の成果といえます。

何よりも国労復帰者リストアップにのっていない他組合員から「国労復帰したい」といわれた米子の報告を、私たちはどのようにとらえるかだと思います。他の労働組合はもとより他組合員も国労の運動に関心を抱いています。つまり、私たち国労組合員の日常の活動を冷静に見ているのです。

国労で頑張るわけを考えよう

交流分散会では、J R会社の攻撃や他労働組合の動き、そして国労復帰の報告はされましたが、残念ながら「J R会社との攻防や仲間との攻防」の報告が少なかったと思います。そこで、なぜ国労が差別され選別されているのか総括が必要です。それは国労は「合理化に反対」し闘い続けるから差別され処分を受けたのです。では、今日の国労組合運動の現状はどうだろうか。確かに国労は少数組合になったが「合理化に反対」し闘い続けなければ、労連や他組合となら変わらない組織ではないでしょうか。今こそ、国労組合員一人ひとりが「合理化に反対」し闘う組織、労働者が求められているのではないのでしょうか。また、これほど差別されているなか、私たち国労組合員が、国労で頑張っているのか、この当り前といえれば当り前のことの総括が必要ではないだろうか。この報告も少なかつたと思います。

今日、国労は少数組合ですから、われわれの要求の前進は図れないが、闘いのなかから仲間の拡大や国労組織の拡大が図られてきました。J R会社から提案されている「合理化」について、国労は反対だが少数組合になり闘っても「要求の前進は勝ち取れない」と自ら判断しているのか、また「アキラメ」が先行しているのかわからないが、J R内で唯一「合理化」に反対し闘い続ける組合は国労です。

J Rの労働条件改善の闘いや、合理化に反対する闘いは、少数組合でも一人ひとりの組合員が職場地域からできることを具体的に実践すれば、J Rの労働条件の改善は図れるのではないだろうか。

J R会社との攻防、仲間ともぶつかりがなければ労働条件の改善も勝ち取れません。今回の国労全国活動交流集会に参加し、改めて、J R会社からの扱われどま、生きざまにこだわり闘い続けることが解雇撤回闘争の展望を切り開くことになるのではないだろうか。有意義の三日間でありました。交流集会を終わり、各々の自宅に帰る足取りは軽く明るい顔が印象的でありました。

（国労・N）

国鉄闘争が日本労働運動のゆくえを決める

——国労組織の強化・拡大で勝利の展望を(二)——

国労支援と団結の原点は修善寺大会

九六六名の国労闘争団の仲間の闘いを軸にした国労闘争は、国労闘争に連帯する会活動を強め、国鉄闘争支援共闘会議を結成、傷病救援基金まで作った。この支援の原点は、修善寺大会である。国鉄労働者が誇りにし、国鉄の使命でさえある「輸送の安全」に対する「点検闘争の放棄」まで義務付ける「労使共同宣言」に対して、職場の仲間の声と鉄道人たる誇りを背景に、当時総評の間違った指導も拒否、「宣言調印組合への路線の転換」を拒否した大会となったからである。

年に五〇名を越す自殺者を作り出す極めて異常な専制的労務政策と、前代未聞の攻撃の中で、「国労の組合員で居続けることにこだわり続けた」職場の仲間の声を代弁した、「俺たちは、何の為に闘ってきたんだ」と発言する大会代議員の姿はテレビを通じて、全国の民主主義を求める人々の心を打った。しかも大会は、準備されていた機動隊による大会破壊策動をも退けて整然と、しかし熱狂的に成功した。組織内民主主義の勝利だ。「職場に労働運動を」追求しつつ科学的理論を学び、「一人ひとりがつくる労働運動を職場に、地域に、生活の中に」築く努力をしてきた仲間たちの、共有した勝利であった。

「職場に労働運動を」の目的は、労働運動の原点である搾取される生産点での「闘う団結」を築くことにある。この「団結」は、資本の生産点での搾取と闘うことと、科学的社会主義の思想と理論を学びあうことを通じて職場の民主化を実現し、正義と良心に従うほかに、他の生産点での同一資本の搾取との闘い・抵抗に連帯し、やがて、一切の資本の搾取と闘うことの重大さを確認、「この社会と闘う組織」をつくらざるを得ない。

しかも、修善寺大会の決断は、国鉄自体の解体攻撃（企業分割）の中で、国労運動の闘いの歴史と伝統を保持し、将来の「復権」を担保する全国単一組織としての国労組織を維持することにつながった。

上で決めたことを職場に押しつけるのは、民主主義ではない。それは今日、東欧社会主義の崩壊を引くまでもなく明らかなことである。組合員の意志を組織の意志に高め、搾取者であり支配者である、資本と闘うことを基本に闘い、行動の後には成果と欠陥を話し合い、成果を伸ばし、反省点を克服する努力を組織的に行うこと、それが民主的作風である。大衆闘争路線だ。上の意志を押しつける手法は、団結を破壊するだけである。

例えば、東日本出向問題の中間集約問題は、すでに、紛争の解決をただ引き伸ばしただけであったことを明らかにしたわけだが、お世辞にも民主的とは言えない事態であった。蛇足だが、最近、国労内では破産したはずの亡霊（民主的規制）が宣伝され出し、国労を彼らの党の別動隊化する赤色組合主義の導入が静かに企てられだしている。論理矛盾も甚だしい、企業別組合を否定する思想は地域共闘重視で言いつつ、「全国単一組合の組織制力の弱体化」を前提にした、企業別組織でしかない「エリア」重視論である。しかも、「五・二八」解決案への国労の同意を策して、必死の工作の跡も報告されている。

時間がかかっても、修善寺大会に発揮された職場に根づいた「民主的作風」の実践に全

力を挙げることが指導部への信頼を高めると同時に、組合員一人ひとりの闘いに対する限らないエネルギーを引き出し、組織と活動を生き生きとさせる唯一の道である。

無数の団結体作りで分会活動の活性化を

J Rは、定款上は「六〇歳定年」であるのに但し書きで「五五歳定年」を実施し、なお、誕生日当月末の退職を強要してきた。従って、毎年一千名近い新規採用者を会社のお世話で組合員化している東労組(J R総連)は別であるが、新規採用者が入る四月を除いてはどの組合も、毎月の前月比組合員数は「減」が出る仕組みになっている。

ところが、昨九二年九月一日現在で国労は、J R発足以来初めて、過去一年間のJ R内労組で唯一、組合員「一名の増」という大きな成果をあげた。他はすべて減である。

例えば、昨年末の一一・一二月の間を見ても、東労組三一四名減、国労三四名減、産労一三名減という具合にである。東労組の組織減は、国労分の倍乗的減数字である。

新宿車掌区事件でJ R東日本(株)が東京地裁の緊急命令に従った九一年の秋以降、国労に対する会社の組織攻撃は、表面には現れないほど巧妙になった。しかし、企業内における職務制度を、国労組合員を引っかけるように巧妙に作り上げた上での賃金差別は、依然として取り続けられ、深化させられている。国労組合員であるだけで差別される事態は、依然として続けられている。例えば、それは、国労組合員の査定はプラスマイナス〇でカットはなくても、他労組、とりわけ東労組組合員はすべてプラス査定という、逆差別攻撃である。

それでも国労への加入は続いている。差別されるかもしれないことを覚悟で、加入する仲間が続いている。例えば、J R東労組は昨年十一月組織対策会議を開催、「国労の方が面倒見が良いからだ」と総括したそうである。無論、それだけではないはずである。国労にこだわってきた仲間たちは、仲間を裏切らないことを人間の証明と考えてきたのだ。

組織拡大の条件は、まず、職場にある。営利第一主義の合理化と監視、選別・差別のJ R労政はいまだ、極度の緊張労働を強制して職場の人心を荒廃し続けて過労死を多発させ、同時にまた、輸送の安全を脅かし続けて誰彼の別なく、いつ刑事被告人の席に座ることになるかわからない労働環境を作り出している。

しかも、国労が少数派に落とし込められ、逆に、革マル派主導のJ R総連がJ R企業全面的支援でJ R内労組の筆頭的地位を与えられた為に、労働条件が極度に悪化させられ、会社間格差も拡大され続けてきたことに対する反省は広がり続け、国労の取り組みに対する期待は高まっている。

この六・七年間の攻撃で、役員・活動家がバラバラに飛ばされ、また、新たに分会役員になるだけで飛ばされるなどの攻撃が続いた中で、確かに、分会執行委員会も集会も開けないなどと、分会活動が停滞してきたことは現実である。しかし、最近では、支部間や職種を跨いで配転させられ仲間たちが、元職場の仲間との交流を維持しつつも、配転させられた職場での闘いに積極的に参加する傾向が定着しだしている。

しかも、憲法改悪の策動が表面化して改憲阻止の闘いが準備されだし、暴力団と政治家の癒着(J Rでは極左暴力主義者集団Ⅱ革マル派とJ R経営陣の癒着)が糾弾され、バブル崩壊で強引に進められた分割・民営化の破綻は更に深刻化し、J R総連やJ R連合内部の矛盾や不満が高まるなど、情勢はチャンス到来、反撃に転じる時期と考えられる。

このチャンスを生かすことが出来るか否かは、どれだけ、一人ひとりの組合員の自発的

な活動を組織的な取り組みに集約し得ているか否かにある。正確な情勢を入手して事態を的確に分析し、把握できているか否かにあると同時に、職場や居住地での信頼関係をどれだけ獲得できているか否かにかかっている。

J R 東日本会社が言う「報・連・相」ではないが、「連絡」は組織活動の基本である。連絡しあつて正確な情報を交換し、事態を分析しあつて相談しあい、分担して組織的に行動をする「活動の基本」の再確認と実践が、改めて求められているのではないだろうか。また、これも既に取り組まれている事ではあるが、活動家ばかりが収容された事業所や要員機動センター分会などの、本来業務に配置されている仲間が組織する分会とは違う性格を生かす役割と任務、活動の分担について組織的に整理することも緊急の課題である。

最近では、通勤方面別「団結」作りも様々に努力され出し、一定の成果を挙げてきている、居住地分会作りも一つである。つまり、改めて、長期抵抗・大衆闘争路線をわれわれの組織路線として確定すると同時に、機関と組織の総力を挙げて「無数の団結体を作る」国労の体制を整理することである。

加えて、「我々の党」をはっきりとさせることである。先陣争いや雪崩込み論で急がれた「連合」に民主主義はない。あるのは、上の意志を押し付ける手段としての、専制的、ファッショ的組織運営だけである。連合政治の未来は、東欧社会主義圏の二の舞である。われわれ、国労闘争を全力で闘う者にこそ、働く者の豊かな未来を切り開く歴史的任務が課せられ、求められているのではないだろうか。『護憲』を闘う、職場に地域に『憲法』を生かし抜く『党』、働く者すべての「ゆとりある豊かな」未来を、すべての仲間とともに切り開く『党』の再生も求められている。勝利の展望は、国労闘争の勝利の闘いが切り開く。

(一九九三年三月一二日)

◆ 読者からのおたより ◆

今がふんばりどき 職場、地域の闘い。そして政治闘争。いずれも護憲、改憲阻止が焦点になっているのが今の情勢。ここでふんばれずに社会主義もない！ということではないでしょうか。

(東京・N)

編集部より たいへんな時代になったものです。けれど政府・財界にも弱点はあります。味方の動揺に目を奪われず、敵の弱点を攻め、味方の戦線を強化しましょう。それが勝つことにつながります。

ジレンマ J R へ復帰し、もう少して一年になろうとしている。J R 当局の国労への差別はまだ続いている。一人ひとりのがんばりが必要。しかし、職場での運動が見えてこない。闘争団の仲間のことを考えると、自分自身の甘さや運動へのジレンマが。あせらず少しづつがんばるしかないのであらう。

(神奈川・T)

編集部より これまでがんばりつづけた意味を考えてみましょう。勝つ以外にはないはず。勝つためにどうするか。いろいろあると思うのですが。あなたは、どうする。**反動化する労働組合のなかで** 社会党の基本政策見直しへ労働組合から「圧力」が強められつつあり、危機感を強くしています。職場でモノを言うこと、労働者が主人公の労働運動の強化が必要だと思えます。今や全通本部はもともと反動化しつつあり、たいへんな状況がつくられようとしています。自分も全力をつくし、がんばります。

(高知・O)